一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県吉野川市山川町大内二七七、二七八の一、二七八の二、二七九から二八一まで、二八一の二、二八二、二八三の一、五八七、五八八、五九四、五九五の一、山川町奥野井三八七の一、三八七の五から三八七の七まで、美郷字土井ノ奥一の一、一の二、三、一五一の一、一七七、三〇六の一、三一二から三一四まで、三一六、三二四の一、三二五の一、三二七から三二九まで、三四五から三四九まで、三五一、三五二、三五五の一、三五六、三七〇の一、三七一の一、三七四、三七七の一、三七七の三、三七八の一、三七九の一、字峠一八から二〇まで、二一の一、二二、四二、四七、五三、一六五の一、一七〇の一、一七三の一、三一四、三一六、三二八、三四六の一、三四六の二、三六七の一、三八一、三八二、三九九の一、三九九の二、三九九の七、四〇〇の二、四〇四、四〇六、四〇七の二、四〇九、四一〇、四二九の二から四二九の五まで、四三〇、四三三の一、四七八の五、四八〇、四九七、四九八、五二七の一、五二八の一、五二八の二、五二九、五三一の一、五三二の一、五三三の二、五三四、五三五、五三七、五三八、五三九の一、字栩谷四二、四六、四九の一、五〇、五一、五五の一、二七四、三五六、三六四、三六九、三七〇の一、三七一、三七二、三七八の一、三七九の一、三八〇の一、三八二の一、三八二の二、三八六、字刷石二三の一、二三の四、二四の二、二四の三、二三三の一、二三三の三から二三三の五まで、二三六の二、字一野山五九、字大平一二三の四、二三九、二四一、二四二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字峠一八から二〇まで、二一の一、二二、四二、四七、五二七の一、五三三の二、五三四、五三五、五三七、五三八、五三九の一、字一野山五九、字大平一二三の四、二三九、二四一、二四二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十三号

品種登録後に登録品種の名称が変更されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十八条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

登録品種の番号及び年月日	変更前の登録品種の名称	変更後の登録品種の名称
第21349号 平成24年2月2日	夏のあゆみ	なつき愛

○農林水産省告示第千二百六十四号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Impatiens walleriana Hook. f.	BALFIEPURP	株式会社ティ・エム・ポール研究所 千葉県印旛郡酒々井町墨1538番地6	第21491号 平成24年3月5日
Calibrachoa Llave & Lex.	WESCAOSU	Heinrich Westhoff Fresenhorst 22―24, 46354 Sudlohn, Germany	第21975号 平成24年3月26日
〃	WESCALEM	〃	第22536号 平成24年3月26日
〃	WESCADOBL	〃	第25118号 平成24年3月26日
〃	WESCADOPI	〃	第25119号 平成24年3月26日
Hibiscus L.	安里（あんり）2011－1	安里清 沖縄県沖縄市宮里1―10―6	第26367号 平成24年3月14日
〃	安里（あんり）2011－2	〃	第26368号 平成24年3月14日
〃	安里（あんり）2011－3	〃	第26369号 平成24年3月14日
〃	安里（あんり）2011－4	〃	第26370号 平成24年3月14日
〃	安里（あんり）2011－5	〃	第26371号 平成24年3月14日
Euphorbia L.	いいさくらこ	有限会社ジッポー 静岡県磐田市東貝塚80番地	第23638号 平成24年3月28日

○経済産業省告示第百十三号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十四の規定に基づく指定保安検査機関の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第五号の二の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年五月十日

経済産業大臣　枝野　幸男

名称	住所	指定の区分	指定地域	廃止年月日
カグラエンジニアリング株式会社	兵庫県尼崎市立花町一丁目二番一号	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定 一般高圧ガス保安規則第八十条第四項で規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定（製造設備が定置式製造設備である天然ガスの製造施設に限る。）	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、熊本県	平成二十四年四月二日